

## 自動車保管場所証明申請書（別記様式第1号）記載例

別記様式第1号（第1条関係）※ 申請目的【1. 新規登録 2. 変更登録（住所変更等） 3. 移転登録（名義変更等）】

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
トヨタ	AB-CD123	CD123-1234567	長さ <b>487</b> センチメートル 幅 <b>176</b> センチメートル 高さ <b>149</b> センチメートル
自動車検査証又は譲渡証明書に記載してある内容 ※数字とアルファベットを明確に記入してください。	自動車の使用の本拠の位置 <b>長崎市尾上町〇番〇号</b>		
生活の拠点となっている住所や事業実態のある所在地	自動車の保管場所の位置 <b>長崎市尾上町〇番〇号</b>		
保管場所（駐車場）の所在地	※ 保管場所標章番号		
保管場所の位置を管轄する警察署名	自動車保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請者は、実際に自動車を使用する個人または法人</li> <li>・ 個人の場合は、住民票と一致する住所氏名</li> <li>・ 法人の場合は、印鑑証明または所在証明と一致する所在地、法人名とその代表者名</li> </ul>	〇〇〇 警察署長殿	記載日または提出日 <b>令和 〇〇年〇〇月〇〇日</b>	
		〒( 850-8548 )	
		住所 <b>長崎市尾上町〇番〇号</b> 申請者 <b>(095) 〇×△局 0110番</b> フリガナ <b>ナガサキ タロウ</b> <b>長崎 太郎</b>	
第 号 自動車保管場所証明書			
自動車保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。			
年 月 日 警察署長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>			

※ 運輸支局の登録の手続きに必要な自動車保管場所証明書は、発行後おおむね一か月となっておりますので、注意してください。

備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。  
 (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。  
 (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）  
 2 1(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。  
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

旧所有車両の車台番号（車両入れ替え時）	※ 同一場所における従来の保管場所証明（届出）車両 【車台番号】 【処分内容】 1. 廃車 2. 下取り（下取り先	連絡先 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">日中連絡がつく連絡先や代理申請者の連絡先 など</span>	) 3. その他( )
---------------------	---	---	-------------

※ 業として代理行為を行うことは、行政書士以外は、法律で禁止されています。